

ID: 175

担当部署: 総合政策部 参事 (地域課題担当)

処分の概要	使用料の後納承認		
例 規 名	名寄市大橋地区コミュニティセンター条例 第16条第2項において読み替える場		
根 拠 条 項	合の第11条第2項ただし書		
例 規 番 号	平成18年条例第116号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(利用料金等)</p> <p>第11条 利用料金及び暖房料は、別表に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。ただし、利用料金及び暖房料の算出において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>2 利用者は、前項の規定による利用料金及び暖房料をあらかじめ指定管理者に納入しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p>3 市長は、利用料金及び暖房料を指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文及び名寄市大橋地区コミュニティセンター条例施行規則第4条の規定による。</p> <p>(利用料金等の後納)</p> <p>第4条 条例第11条第2項ただし書の規定により利用料金及び暖房料を後納する場合は、名寄市大橋地区コミュニティセンター利用料等後納申請書(別記様式第3号)を指定管理者に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和6年7月31日